

財産債務調書制度等の見直しについて

令和4年度税制改正において、**令和5年分以後**の「財産債務調書」の**提出義務者・提出期限などについて見直し**が行われました。

(注) **令和4年分以前**の「財産債務調書」は、**従前どおり**ですので、ご注意ください。また、「国外財産調書」についても、一部同様の見直しが行われています。

改正前

① 財産債務調書の提出義務者が拡充されます

以下の①及び②を満たす方

- ① その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超える場合
- ② その年の12月31日において、その合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産
(例：有価証券、未決済信用取引)を有する場合

改正後

改正前の提出義務者（左記の①及び②を満たす方）のほか、以下の方も提出義務者となります。

その年の12月31日において、その合計額が
10億円以上の財産を有する方

② 提出期限が後倒しされます (国外財産調書も同様)

令和4年

令和5年



【提出期限 (令和4年分以前の調書)】
その年の翌年の**3月15日**(注)



令和5年

令和6年



【提出期限 (令和5年分以後の調書)】
その年の翌年の**6月30日**(注)



③ 記載を簡略化できる範囲が拡充されます (一部については国外財産調書も同様)

100万円未満の家庭用動産や事業用の未収入金などについては、記載を簡略化することができます。

300万円未満の家庭用動産や事業用の未収入金などについては記載を簡略化することができます。

また、**新たに預貯金についても、記載を一部省略できるようになりました**。そのほか詳細は裏面をご参照ください。

(注) ・財産債務調書及び国外財産調書は、その年の12月31日時点の財産の状況に関して、翌年の提出期限までにご提出ください。
・提出期限が、日曜日に当たるときはその翌日までに、土曜日に当たるときはその翌々日までにご提出ください。

改正前

改正後

③-1 所在別に区分することなく、件数及び総額で記載することのできる範囲が広がります

事業用の
未収入金
(受取手形を含む。)

その年の12月31日における価額が**100万円未満**のもの

借入金
未払金
(支払手形を含む。)
その他の債務

事業又は業務の用に供する「未払金（支払手形を含む）」・
「その他の債務」のうち、その年の12月31日における
金額が**100万円未満**のもの

その年の12月31日における価額が**300万円未満**のもの

用途を問わず、「借入金」・「未払金（支払手形を含む）」・
「その他の債務」のうち、その年の12月31日における
金額が**300万円未満**のもの

③-2 記載を省略することのできる範囲が広がります

家庭用動産

(現金、書画骨とう、美術
工芸品、貴金属類を除く。)

取得価額が**100万円未満**のもの

取得価額が**300万円未満**のもの

③-3 新たに記載を一部省略することができます

預入高(一口)が
50万円未満の
預貯金口座

その年の12月31日における預入高(一口)が**50万円未満**
の預貯金については、その預入高の記載を省略するこ
とができます。

その場合、**財産債務調書の「所在」欄又は「備考」欄に
口座番号を記載**してください。

③-4 資産ごとに区分して記載することなく、総額で記載することができます (国外財産調書も同様)

青色申告決算書
又は収支内訳書
に記載された
減価償却資産

**青色申告決算書又は収支内訳書の「減価償却費の計算」
欄に記載された減価償却資産**については、資産ごとに
区分して記載することを省略できます。

その場合、財産債務調書に**総額で記載**してください。

(注) 財産債務調書の様式・あらまし・FAQについては、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan_saimu/index.htm】に掲載しています
(**改正分は随時掲載します**)。財産債務調書の提出義務者、提出期限及び提出先などの詳しい内容は、財産債務調書FAQをご確認ください。
また、国外財産調書についても、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai_zaisan/index.htm】に掲載しています。

